

知覚的知識に関するセラーズの見解をいかに修正すべきか

How should we modify the Sellars' view on perceptual knowledge?

松本将平

Abstract

Among the conditions of attribution of perceptual knowledge presented by Wilfrid Sellars, a condition called "the second hurdle" is criticized by Robert Brandom as being too strong. Brandom presents a counter-example to it and therefore argues that it is not always necessary. Michael Williams, however, points out a problem of the example and claims that the second hurdle weakened properly is necessary for perceptual knowledge. My points in this paper are as follows. Although Brandom's example is problematic, Williams' criticism of Brandom is inconclusive, and Brandom's view still seems to be correct. Nevertheless, I claim, Williams' explanation is basically correct, because only few cases are appropriate examples of knowledge that do not satisfy the second hurdle.

(1) 研究テーマ

知覚的知識（知覚において獲得される非推論的知識）はいかにして可能なのか。この問いに対しウィルフリド・セラーズが提示した回答は、一方で知識という概念に対する重要な洞察を含みながらも、もう一方で「悪名高い強い内在主義」(Rosenberg 2007, p. 248)であり、問題を抱えているように見える。彼の抱える問題をうまく回避できるように、彼の立場を修正することはできないか。これが本研究のテーマである。

(2) 研究の背景・先行研究

まずは、「経験論と心の哲学」(EPM) §35において示されるセラーズの立場を確認することから始めたい。彼は、まず「出発点」の立場を提示した上で、二つのハードルを課すことで、彼自身がコミットする知覚的知識の帰属条件を与える。

本題に入る前に一つ注意をしておく。セラーズは EPM においては基本的に「報告」（知覚によって主体に引き起こされる、文トークンの（外的ないし内的）発話）をベースに認識論的立場を提示する。それは、我々の心的な出来事や状態を問題にする際、それらの特徴を明らかにするために、それらを我々の言語的な振る舞い及びその傾向性に近似して議論するという戦略（「言

語行動主義」)をセラーズがとるためである。言語行動主義においては、「p と考えること」は、一次的な意味としては「『p』と述べること」と、二次的な意味としては「『p』と述べる短期間の直前傾向性」とみなされる (“The structure of knowledge “ (SK) II, §10)。EPMにおける「報告」は、知覚に際して生じる「述べる」ことだと解釈できる。そして、セラーズにおいては、上の意味における「p と述べる」ことの短期間の直前的傾向性が、p という信念を持っているということである (Sellars 1969, 71 ; 笠木 2014, スライド 8)。以上を踏まえた上で、彼の見解を見ていくことにしよう。

「出発点」は次のような立場である。例えば、ある主体 S が、知覚の標準的状況のもとで目の前に実際に ϕ である (例：赤い) ような対象があるときそのときに限って「これは ϕ である」と報告する傾向性 (以下これを傾向性 D とよぶ) を持っているとしよう。そして彼は実際に標準的状況のもとで対象を知覚し、当該の傾向性の表出として当該の報告をなした (あるいはその報告をなす短期的傾向性としての信念を獲得した) としよう。彼がまさにその傾向性の表出としてその報告をなした (信念を獲得した) がゆえに、その報告 (ないし信念) は真である見込みが高く、それゆえに S は目の前の対象が ϕ だという知識を持っている。これが出発点のアイデアである (これは、いわゆる信頼性主義が課す知識の条件に他ならない)。

しかし、セラーズは「出発点」の立場に満足しない。というのも、知識とは規範的概念であり、その規範性は「出発点」の条件では確保されていないとセラーズは考えるからである。それゆえ彼は、S に当該の知識が帰属されるためには、出発点の条件に加えて当該の報告が「権威」を持っているなければならない、と述べる。これが「第一のハードル」である。では、報告はいかにして権威を持つのか。それは、その報告の権威の存在が認められることによってである (Rosenberg 2007, 248)。どういうことか。例えば、傾向性 D を実際に身につけている人 S がいるとしよう。この時、我々は S がそのような報告をなしたこと (あるいは S にそのような報告をなす短期的直前傾向性としての信念が帰属されていること) から実際に S の目の前に ϕ であるようなものがあるのだと推論することができる。このような推論を、ロバート・ブランダム (2000) に倣って「信頼性推論」と呼ぶことにしよう。第一のハードルで要求されていることは、S の当該の報告ないし信念に対して信頼性推論をなして良いとみなしている人が存在することなのである。「出発点」の条件は報告者が事実として標準的状況において世界と適切に対応した報告をなす傾向性を持っているかどうかが眼目であったのに対し、「第一のハードル」はそこに〈知識帰属者による評価〉という観点を加えるのである。

しかし、第一のハードルまででは、例えば文トークンの形で測定した温度を報告する温度計などにも知識が帰属されることになる。ゆえにセラーズは、以上に加えて「第二のハードル」を課す。これが要求することは、S 自身がその報告ないし信念の権威を認識しているということである。どういうことか。EPM §36 および “The structure of knowledge” (以下 SK と略記) 第 II 部 §40 を見る限り、〈目の前の対象について「これは ϕ である」という自分の報告が実際に目の前の対象が ϕ であることの信頼可能な徴候である〉という一般的知識を主体自身が持っており、それゆえ信頼性推論をなすことができるということをセラーズ自身は要求していると解釈するのが自然である。ゆえに、セラーズにおける知覚的知識の帰属条件は次のように纏められる。

(セラーズにおける知覚的知識の帰属条件)

S が、目の前の対象が ϕ であるという知覚的知識を持っているためには、傾向性 D の表出として「これは ϕ だ」という報告を実際になしているかあるいはそれをなす短期間の直前的傾向性を持っており (出発点)、その報告ないし信念についての信頼性推論を他ならぬ S 自身がなすことができる必要がある (第二のハードル)。ⁱ

しかし、主体自身が当該の報告ないし信念を信頼性推論によって正当化できることが、本当にその人への知覚的知識の帰属のために必要なのかについては疑問の余地がある。また、本稿では詳述できないが第二のハードルは額面通り受け取ると正当化の循環を引き起こす懸念がある (Sosa 2009)。第二のハードルは問題含みなのである。

そこでブランダムは、セラーズの基本的な枠組みは受け入れつつも、第二のハードルについては「多分この点でセラーズは言い過ぎている」(Brandom, 1997, p. 157) と述べ、第二のハードルを捨てることを提案する。そして彼は、やはり本稿では詳述できないが、代わりに彼特有の信念帰属条件を課すことで温度計などを知識帰属者から除外するのである。

そこでブランダムは、第二のハードルの反例として次のケースを提示する。

陶片を見るだけでそれがトルテカ陶器かアステカ陶器かを弁別する能力を身につけた専門家がいるとする (以下、この陶片鑑別師を、ジェイ・ローゼンバーグ (2007) にならって「メグ」と呼ぶことにする)。また、メグは自分の弁別を正当化するために陶片の特徴を引き合いに出すことができないとする。陶片を見る時、彼女は、あるものはトルテカ陶器、またあるものはアステカ陶器だと単にそう思い、例えば「これはアステカ陶器だ」と報告するのである。さらに、彼女は、自分がトルテカおよびアステカの陶片に関する信

頼可能な非推論的報告者であるとは信じていないとする。それゆえ、ある破片がトルテカ陶器とアステカ陶器のどちらであるかを同僚に報告したり出版したりする時に、彼女は自分の観察報告をそのまま信用するのではなく、必ず顕微鏡による確認ないし化学的な分析を行う。しかし彼女の同僚たちは、何年にも渡り彼女と仕事をする中で、彼女が実際に陶器の弁別に関する信頼可能な報告者であるということに気づいている。(Brandom 2000, 第3章)

この場合、メグは(第一のハードルは越えているものの)第二のハードルを超えていないため、セラーズの基準に従えばメグには陶器に関する知覚的知識は帰属されない。しかしブランドムによれば、「[...]彼女は実際には当該の破片がトルテカ様式であることを顕微鏡や試薬を用いる以前からすでに知っていたのだ、と同僚たちが述べることは、彼女が正しいことが明らかになった場合には合理的であるように思われる」(Brandom 2000, 98-9)。

しかし、マイケル・ウィリアムズは、この事例に対し次の(1)(2)の批判を投げかける(Williams 2015, 174)。

(1) メグはそもそもその陶片が例えばアステカ陶器のかけらだということを信じていると言えるだろうか。その陶器鑑別師は当該の信念を持っているわけではなく、その陶片はアステカ陶器ではなかろうかとにらんでいるだけであろう。それゆえに、我々は確かにメグの報告を我々の判断の証拠に使うことはできるものの、それは単に彼女を「情報源」として扱っているに過ぎないのであって、彼女は知識を持っているわけではないのではないか。

この批判に際して、ウィリアムズは知識帰属の目的に関するエドワード・クレイグ(1990)の洞察を引き合いに出す。クレイグ曰く、我々は知識という概念を、信頼できるインフォーマントに「旗を立てる」ために用いる(Craig 1990, 11)。その際クレイグは、「インフォーマント」と単なる「情報源」を区別し、単なる情報源ではなくインフォーマントにこそ知識が帰属されるのだと論じる(Craig 1990, Sect. V)。クレイグにおいては、インフォーマントは、次の①と②を満たしている情報源のことである。①その情報源から情報を得るために聞き手に要求される能力が、せいぜい相手に質問をしたり相手の言葉やジェスチャーを理解したりできるだけの言語能力で十分であり、また②その情報源は聞き手に対しコミュニケーションや協働の中で情報を提供する(それゆえに信念や意図を持ってコミュニケーションに参加している)。ウィリアムズはこのクレイグの洞察を受け入れ、メグはインフォーマントではなく(というのもメグは当該の信念を持っていないので②が満たされないため)、単なる情報源でしかないため当該の知識は帰属されない、と論じる。

(2) また、仮にメグが当該の信念を持っているとすると、彼女はどんなメ

カニズムで獲得したのかもわからない信念を何の根拠もなく信じていることになる。しかしこれはローレンス・バンジョーが信頼性主義への反例として提示した千里眼の事例（BonJour 1988）と変わらないため、千里眼の事例における主体の信念を知識とみなすのが不合理であるように、陶器鑑別師の信念を知識とみなすのも不合理である。

以上よりウィリアムズは次のように結論づける：メグに当該の知識を帰属させることはできないのであり、知識を帰属される主体はいくつかの種類の認識的責任を負うことができる必要がある（Williams 2015, 175）。

認識的責任について論じる余裕はないが、次のことを指摘しておく。ウィリアムズはそのような責任を課すことにおいて、自身の信念（例えそれが非推論的であっても）を正当化する能力を持っていることを認識主体に要求しているⁱⁱ。ただし、彼はセラーズの第二のハードルをそのまま引き受けるわけではない。主体の信念は、それを疑うべき理由がない限りにおいてデフォルトで権威が帰属されるのであり、文脈的に適切な疑いが生じた場合にのみ主体にはその信念を正当化する必要が生じるのである（Williams 2015, 177）。つまりウィリアムズは主体が当該の信念を正当化できなければならない状況を制限することで、セラーズの第二のハードルを低くするのである。

しかし、例えここまで弱めたとしたとしても、本当に第二のハードルは必要なのだろうか。この点について検討をしたい。

(3) 筆者の主張

確かに、上で見たウィリアムズの批判はもっともらしい。とはいえそれは決定的なものではない。問題は、ブランドムの立場にあるのではなく、彼が出した例の側にあるのである。そこで、次のように事例を書き換えてみよう。

メグは陶片を見るだけでそれがトルテカ陶器かアステカ陶器かを弁別する能力を持っているが陶片の特徴に訴えて自分の報告を正当化することはできない。彼女は遺物の整理の際、陶片が出るたびに、例えば「これはアステカ陶器だと思ふ。後で調べておいて頂戴」と言って同僚に手渡す。しかし彼女自身は、自分の報告の内容を確信しているが、いちいちそれが真であるかどうかを確かめたりはしないし、そうする必要に迫られたこともこれまでなかった。ゆえに彼女は自分の当該の報告が信頼可能かどうかを知らず、自分が陶片に関する信頼可能な非推論的報告者であるとは信じていない。また彼女は実は無意識的に嗅覚で陶片を鑑別しており、加えて、彼女は自分の報告の正しさに関する最小限の感受性を持っている。すなわち、もし自分が嗅覚的判断の標準的状況にいない時には無意識的に判断を保留するし、判断に自信が持てない時には無意識的に陶片を匂いの嗅ぎやすい位置に移動させること

ができてしまう。一方、いつも破片を手渡される彼女の同僚たちは、長い付き合いの中で、彼女が実際に陶器の弁別に関する信頼可能な報告者であり、しかも実は嗅覚で判断しているということを知っている。

こちらのケースであれば、メグは単にその陶片がアステカ陶器だとにらんでいるだけではなく、確かに信じている。ゆえに(1)の批判は当たらない。また、(2)の批判は、そもそもブランダムに対する論点先取であるように思われる。ブランダムであれば、その信念ないし報告の信頼可能性を知識帰属者が保証できるならば、例え千里眼のような事例であっても知識帰属は適切だと述べるであろう。それゆえ、確かに修正前のメグの事例は千里眼事例と変わらないかもしれないが、だからといってそれが知識の例として不適切だ、とは簡単には言えないはずである。

ところで、修正前のメグおよび千里眼の事例は、信念形成メカニズムが全くもって不明である。彼女らに知識を帰属させることへの抵抗感はこの点にあるのではないだろうか。修正前のメグや千里眼の事例においては、彼女らの信念形成メカニズムが不明であるがゆえに、その知覚の標準的状況も不明である。そのため、彼女らがそもそもセラーズの出発点の条件すらクリアできているかどうかさえ知識帰属者には判定し難く、それゆえに彼らが本当に信頼できるインフォーマントであるかどうか判断できないであろう。

そこで、上の例では次のような条件をメグの例に追加した。(a)実は（無意識に）嗅覚で判断を下しており、(b)自分がいま、嗅覚的判断がうまく下せない状況（非標準的状況）にいるかどうかを（無意識に）判断して、非標準的状況にいる場合には判断を差し控える（標準的状況においてのみ判断を下す）ことができ、(c) (a)及び(b)を同僚は知っている という三点である。

この状況においては、彼女が信頼可能な報告者だということを知っている人（e.g. 同僚たち、あるいはその同僚たちから彼女の報告が信頼可能だということを教えてもらった人たち）は、たとえメグの陶器鑑別の標準的条件に関する知識などを持っていなくても彼女からその陶片についての情報を得ることができる。加えて、メグは当該の信念を持っており、聞き手と何らかの目的を果たすために協働できるし、中央アメリカの陶器に関するプロなので聞き手が欲しい情報を慮って付加的な情報を付け加えることもできる。以上より彼女は、先の①と②を共に満たしているため、単なる情報源ではなくインフォーマントであろう。そのため、たとえ自分の報告を正当化できないとしても、修正版のメグに知識を帰属させることには問題はないのではないだろうか。ゆえに本研究では、たとえウィリアムズ的前提を認めても、ウィリアムズの主張に反して、弱められた第二のハードルが必要だとまでは言えな

いであろうと結論づける。

ただし、このようなケースは、元々のブランダムの事例にさらにいくつもの条件が加わったものであり、事例としてはより一層稀なものとなっている。このような知識帰属のケースはほぼありそうにない。信頼できるインフォーマントに旗を立てるという目的のもとでなされる知識帰属においては、ほとんどの場合において、やはりウィリアムズが提示する弱められた第二のハードルを越えることは必要とされるであろう。更に言えば、おそらく大抵の状況においては、自分で自分に「旗を立てる」ことができなければならないだろう (Craig 1990, Sect. VIII)。というのも、他人が代わりに私の信念の信頼性を保証してくれることなどほとんどないだろうからである。そのため、基本的には、主体は（適切な疑いが生じた時に）自分の信念の信頼可能性を引き合いに出すことができる必要がある。ゆえに、本稿で提示した改善版陶器鑑別師事例のようなほとんど起こりそうにないケースを除けば、ウィリアムズの説明は基本的には正しいと考えて良いのではないだろうか。

(4) 今後の展望

本研究では、ウィリアムズの批判に対してブランダムを擁護しつつ、両者の対立を知識帰属の状況という観点から見直すことにより調停することを試みた。その際、本研究では、クレイグの洞察をガイドとして知識帰属が適切であるような状況の特定を行なったが、これはあくまで暫定的なものであり、知識帰属が適切であるような状況の具体的な特徴づけはさらに行われる必要がある。加えて、ウィリアムズの肩を持つなら、彼がセラーズの第二のハードルを弱める時に提示した「文脈的に適切な疑い」という考えや、最終的に彼が主体に課す「認識的責任」という考えは、さらなる明確化が必要である。どういう状況・文脈のもとであれば知識帰属が適切であったり疑いが適切であったりするのか。また、主体が当該の知識を帰属されるために負わねばならない責任とはどのようなものか。これを具体的に明確化することが今後の課題である。

加えて、以上の洞察においては、成熟した大人の人間が認識主体として想定されていた。しかし、動物や子供に対しても、我々はしばしば知識を帰属させるように思われる。動物や子供に知識は帰属されうるのか。されるならばその条件は何か。この問題に答えることも今後の課題である。

i 第二のハードルが第一のハードルを含意していることに注意されたい。

ii ウィリアムズ(2015)は、認識的責任として次の三つをあげる：(1)説明責任(accountability)、(2)適切な真摯さ(due diligence)、(3)賠償責任(liability)。

それぞれ、(1)自分の持っている信念を説明する責任 (2) 適切かつ真摯に信念を取り扱うことによって認識的義務を満たす責任 (3) 個々の信念について、それが実際には信頼可能ではないということが判明した場合に、その信念の権威が失われるという形で認識的制裁を受けるという責任。ウィリアムズは、(2) の責任に関連して、知識主体であるためには自分自身の信念を正当化する能力が必要だと論じる。(Williams 2015, 175–6)

(5) 参考文献

- BonJour, L. (1985). *The structure of empirical knowledge*. Harvard University Press.
- Brandom, R. (1997) . “Study guide”, *Wilfrid Sellars, Empiricism and the philosophy of mind, with an introduction by Richard Rorty and a study guide by Robert Brandom*, Harvard University Press.
- . (2000) . *Articulating reasons: An introduction to inferentialism*, Harvard University Press.
- Craig, E. (1990). *Knowledge and the state of nature: An essay in conceptual synthesis*.
- 笠木雅史 (2014) 「セラーズの所与の神話批判はどの程度成功しているのか?」, 第73回日本哲学会、北海道大学, 6月29日.
- Rosenberg, J. F. (2004) . “Sellarsian seeing: In search of perceptual authority”, *Perception and reality*, Ralph Schumacher (ed.), Mentis Verlag, Reprinted in Rosenberg (2007) . (References are to the reprinted edition.)
- Sellars, W. (1956) . [EPM], “Empiricism and the philosophy of mind”, Feigl and Scriven eds., *Minnesota studies in the philosophy of science*, vol. 1, University of Minnesota Press.
- . (1969) . “Language as thought and as communication”, *Philosophy and Phenomenological Research* 29, 506–27; reprinted in Scharp, K. & Brandom, R. B. (2007). *In the space of reasons*. 57–80. (References are to the reprinted edition.)
- . (1975) . “The structure of knowledge”, H-N. Castañeda (ed.) , *Action, knowledge, and reality: Studies in honor of Wilfrid Sellars*, Indianapolis: Bobbs-Merrill: 295–347.
- Sosa, E. (2009). “The mythology of the given”, *Reflective knowledge: Apt*

belief and reflective knowledge, Oxford University Press.

Williams, M. (2015). “Knowledge in Practice”, in *Epistemic Evaluation: Purposeful Epistemology*, 161–185.

(東京大学)